

会 議 録

会 議 の 名 称	藤井寺市男女共同参画推進審議会
開 催 日 時	令和8年3月5日（木） 14時から15時30分まで
開 催 場 所	市役所3階 入札室
出 席 者	委 員：星野智子（会長）、大橋敏弘（副会長）、川上一恵、 武田祥子、田渋義弘 南和行、山下晃代、藪内明代 事務局：龍見課長、尾古貴主幹、
会 議 の 議 題	(1) 第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画のあり方について（答申） (2) 困難な問題を抱える女性関連施策の取組状況について
会 議 の 要 旨	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画策定に向けての課題について審議する。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

1 会長挨拶

2 議題

(1) 第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画のあり方(答申)について

野会 それでは、次第に沿って審議を進めていきます。議題1の第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画(答申)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

この修正案を踏まえたうえでご意見をいただき、本審議会の答申案とさせていただきたいと思います。

野会 かなりの修正と意見を盛り込んでいただいております。これで最終になりますので、ここまでの内容でご意見やご質問はありますか。

山 庁内意見への考え方に対応していただいた内容で1か所だけ気になりました。「一方男性の被害についても、被害を表明しにくい社会的要因により」の部分ですが、「社会的要因」という言葉よりも、「ジェンダー意識」のほうが、男性が被害を表明しにくいのではないかなと感じます。男は強くないといけなとか、女性から被害にあうことが格好悪いといった事は、社会的要因もありますが「社会的」となると具体性がないようにも感じられるのですが、どういう表現がより適切なのか、どう思われますでしょうか。

山 ジェンダーだけとなると範囲が狭まってしまうので、「様々な要因」の中に、ジェンダー意識も含まれていると思います。

南委員 広く範囲をとらえるのであれば、何の要因ではなく「男性の被害についても、逆に被害を表明しにくい状況があります」の方が良いかも知れません。要因を言ったほうがイメージしやすいといった考えもありますし、すべてが社会的要因でもあります。

武 社会的な構造として、男は強いものだとして社会的認知の要因があるといった事で被害などは言いづらいものと私は受け取りました。

南委員 私が相談を受ける中で、例えば男性が身体を見られたことを性的に恥ずかしいと思って被害を受けたと言いたくても、男性がそれを恥ずかしがるのがそもそもおかし

いと周囲から言われた結果、被害だと思っ自分責めたり我慢したりしてしまうようなこともあると感じます。男性が強い弱いというより、男性の性的な羞恥心が軽んじられるというようなことも含めて、社会的なジェンダーの問題とも考えます。

星野会長 皆さまの意見を総合的に表現すると、社会的な要因が全部網羅しています。自分の経験からそれぞれ結び付けた解釈をしてもらえば良いのではないのでしょうか。ジェンダーとしてしまうと、そこだけがクローズアップされるので事務局案でいかせていただくのはどうでしょうか。

(全員了承)

大橋委員 グラフの数字の表示についての見づらい点は可能であれば吹き出しなど物理的なことで解決していただければと思います。

武田委員 パブリックコメントの中で感動したのが「男性育休取得の当事者の実感として2週間では到底無理」といったお声です。周りからの押し付けではなく当事者の意見として挙げていただくと、世間のとり方も変化していくので、非常にありがたい意見ですね。

星野会長 国や府の様々な動きも相まって男女共同参画は浸透してきており、社会全体が良い方向に動いていることをそれぞれが実感されていることだと思います。課題はありますが、今後の審議会でも議論を重ねて市民に発信し、新たな男女共同参画が発展していくことを期待します。それではこの案を答申とさせていただきます。

星野会長 続いて(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

(2) 困難な問題を抱える女性の支援の取り組みについて

星野会長 新しい法律に伴って、困難な問題を抱える女性関連施策の取り組み状況の報告でした。何かありましたらご意見いただけたらと思います。

生理用品の無償配布は少ないように感じますが、それでも相談事業につながっているようですね。

武田委員 教育機関にお伺いすると、最近では教育機関の大学などでもトイレに生理用品を置いていますか、学校などには置いていますか。本当はもっと困っておられる方はいるのではないのでしょうか。

事務局 学校では教育的側面から保健室に配置していると聞いています。人権悩みの相談室

と社会福祉協議会の窓口で無償配布しているのは、ただ困っているから配る、で終わるのではなく相談に繋げることを目的としています。

星野会長 コロナ禍で経済的に困難な家庭に対しての配慮の一環で学校内に置くこともありましたが、それぞれの予算の範囲での対応となっています。今も各学校に必ず置いているというわけではないと思います。相談に繋げることが一番で、恥ずかしくて言えない人たちのためにも、市民が誰でも行ける場所にあっても良いのかと思います。予算との関係があると思いますが、今後の課題にしてもらえればと思います。

山下委員 共同親権の法律が制定されますが、共同親権についての相談窓口や呼びかけがあっても良いと思います。ただ、相手を刺激することも嫌だと思うのですが。

南委員 法務省が共同親権の制度の手続き的なパンフレットを出しています。単純に嫌がらせをしてくる人にどう裁判所が判断をしていくかは、法務省の審議会での議事録を見ると、DVの延長のようなことがわかるようなケースについては、家庭裁判所も適切に判断してくれると思います。

星野会長 法律などの変化に伴い相談員の方の知識とスキルアップも必要だと思います。他にご質問やご意見等がありますか。無ければこれを持ちまして本日の審議を終了します。

以上